

緊急アピール

強制執行を停止させる保証金カンパのお願い

全国の皆さん。

市東さんの農地取り上げ強制執行をめぐり、2月14日に千葉地裁で行われた審尋(しんじん)で、強制執行の停止を勝ち取りました。停止期間は請求異議裁判(後述)の第一審が終わるまでですが、ひとまずみんなでもぎ取った勝利です。

しかしながら、執行を停止させるためには、7日以内(2月21日まで)に200万円の保証金を積むことが条件とされています。必ず執行を停止させ、3月2日に第1回の弁論を迎える請求異議裁判を全力で闘いぬぐために、緊急のカンパを訴えます。

昨年10月25日、最高裁で争っていた農地法裁判で、第3小法廷の大谷剛彦裁判長は、不当にも市東孝雄さんの上告を棄却し、判決が確定しました。

これに対して市東さんと弁護団は、11月30日、空港会社(NAA)が農地取り上げの強制執行を裁判所に申し立てても許可しないよう求める訴訟を千葉地裁に起こし(請求異議裁判)、同時にこの訴訟が終わるまで執行を停止する決定を求めたのです。

2月14日、この決定のために市東さんとNAAの双方から意見を聞く場(審尋)に臨むと、担当の裁判長(民事第5部)が代わっていました。請求異議と審尋の申し立てを認めた鹿子木康(かのこぎやすし)裁判官から、にわか高瀬順久(たかせよしひさ)裁判官に交代したのです。あからさまな国策人事です。

審尋の場で弁護団は、「執行を止めたとしても空港会社に損害は生じないから保証金は不要だ」と主張しました。そして損害が生じるなら具体的に挙げるよう求めましたが、空港会社の代理人はなにひとつ答えることができませんでした。それなのに、高瀬裁判長は助け舟を出し、200万円という根拠のない高額な保証金を提示してきたのです。

こんなやり方に負けるわけにはいきません。請求異議裁判も予断を許しません。ひとつひとつの攻防が文字通り力勝負です。執行停止を確定し、請求異議裁判の早期結審を許さず、大きな反撃の闘いとするために、ぜひともカンパのご協力をお願いいたします。

2017年2月15日

【カンパの送り先】

<郵便振替> 00130-0-562987 三里塚芝山連合空港反対同盟

<銀行口座> みずほ銀行成田支店 普通預金2074135 イノウブハル